

平成 30 年 9 月 12 日 集団指導資料

「訪問介護の生活援助中心型サービスが定められた回数以上のケアプランの届出について」

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）第 13 条第 18 号の 2 において、介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置づける場合に、当該居宅サービス計画（以下ケアプラン）を区に届け出ることになりました。

<内容>

平成 30 年 10 月 1 日より、訪問介護における生活援助中心型サービスについては、ご利用者様の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、通常の利用状況からかけ離れた利用回数となっているケアプランについて、区市町村への届出を義務付け、そのケアプランについて、区市町村が内容の確認及び検証等を行いません。届出の対象となる訪問介護の種類は「生活援助中心型サービス」で、厚生労働省が定める回数以上の訪問介護をケアプランに位置づけた場合です。

厚生労働省が定める要介護ごとの回数は次のとおりです。

ひと月に定められた回数	要介護 1	27 回
	要介護 2	34 回
	要介護 3	43 回
	要介護 4	38 回
	要介護 5	31 回

<届出書類>

届出書、基本情報シートの写し、ケアプラン 1 表から 4 表、6 表、7 表の写し

※届出書様式はダウンロードできます

<届出期限>

訪問介護のひと月の生活援助中心型サービスについて厚生労働省が定めた回数以上のケアプランを作成または変更した場合、区に届出をしていただきます。当該ケアプランを交付した月の翌月末までが届出の期限です。

よって、届出初年度の平成 30 年 10 月は、平成 30 年 10 月 31 日までにご利用者の同意を得て交付した日になっているケアプランを平成 30 年 11 月 30 日までに届け出いただくこととなります。

末日が土曜日・日曜日などの閉庁日の場合は、その前日の開庁日が締切日です。

<届出後の評価>

中野区においては地域ケア会議ではなくケアプラン点検の形で確認を行います。状況によっては追加の書類提出を求めたり内容の是正を促すこともあります。

<届出方法>

区役所窓口 2 階 9 番に直接提出または郵送

届出先 中野区 区民サービス管理部介護保険分野介護給付担当

〒164-8501 中野区中野 4-8-1

電話 03-3228-6531（担当直通）

○過誤申立について○

締め切りは毎月15日（土日祝日の場合はその直前の区役所開庁日）です。

過誤申立できるのは、過誤受付締め切り月の1か月前の請求分までになります。

例：◎ 過誤受付締め切り日9月15日⇒8月請求分まで受付可

× 過誤受付締め切り日9月15日⇒9月請求分は受付不可

【ご注意】

国保連から「返戻」された請求内容の過誤申立については受付できません。過誤申立ができるのは請求が通ってしまった場合です。過誤申立をする場合は、必ず返戻にならなかったことを確認してから行ってください。

【総合事業の過誤について】

過誤申立依頼書は介護給付費と同様の様式をお使いください。なお、介護給付費と総合事業費を同一の過誤受付月で提出する場合は、お手数ですが介護給付費と総合事業費の過誤申立依頼書は別々の依頼書でご提出ください。様式コードや申立コードにつきましては、中野区役所ホームページでご確認ください。

中野区独自の介護保険サービス(特別給付)

■短期入所(ショートステイ)に伴う送迎費用の支給

短期入所利用時の送迎の際にタクシーおよび寝台車を利用しなければならない場合、支払った送迎費用のうち、利用者負担の限度額(下表)を超える額を給付します。

ただし、給付額には限度[タクシー12,500円・寝台車12,000円]があります。限度を超えた額は、全額利用者負担となります。

●対象者

要支援1・2、要介護1～5の認定を受けている方で、短期入所(ショートステイ)を利用する際に、タクシーおよび寝台車を利用しなければならない方

●利用者負担と給付限度額(片道)

	利用者負担額	給付限度額
タクシーを利用した場合	2,500円	12,500円
寝台車を利用した場合	4,000円	12,000円

■訪問理美容サービス

在宅で寝たきりの方などに、訪問による理美容サービスを実施します。

●対象者

要介護度3・4・5で、寝たきりまたは認知症により理美容店での調髪が困難な方。

●利用者負担

1回につき2,300円

●内容

区が発行する理美容券により、区と協定する理髪店・美容院から訪問による理美容サービスが受けられます。

- ・3か月に1枚の割合で、1年間に4枚まで発行します。
- ・サービスの利用決定月により年間の給付枚数が異なります。

■寝具乾燥サービス

在宅で寝たきりの方などに、寝具乾燥などのサービスを実施します。

●対象者

要介護度が4・5で身体または家屋の環境により寝具乾燥を行うことが困難な方。要介護度が4・5で寝たきり及び常時失禁状態の方。

●利用者負担(1回につき)

乾燥消毒…700円 丸洗い…800円 水洗い…1,000円

●内容 ※利用できる日時は年間計画で定められています。

- ・乾燥消毒…熱風をあてて、消毒脱臭・乾燥
- ・丸洗い…洗剤で寝具の表面を洗い、消毒・脱臭・乾燥
- ・水洗い…寝具の表面だけでなく、中綿も含めて水洗いし乾燥

問い合わせ先：介護保険分野介護給付担当 直通電話 03-3228-6531 内線 4171

平成 30 年 9 月 12 日

総合事業に関するお知らせ

あて先： 中野区内地域包括支援センター、各居宅介護支援事業所
および各訪問・通所サービス事業所 御中

件 名： 総合事業の訪問型・通所型サービス報酬のサービスコード表
変更について(平成 30 年 10 月改定)

連絡内容:

【1】サービスの利用について

総合事業のサービスである A 2・A 6・A 3・A 7 は事業対象者および要支援 1・要支援 2 の方が利用できます。ただし要支援 1・要支援 2 の方は利用できない回数がありますので中野区公式ホームページ掲載のサービスコード表でご確認ください。

【2】報酬のサービスコード表

中野区総合事業の訪問型サービス・通所型サービスのコード表に変更がありました。中野区公式ホームページに掲載しましたのでご確認ください。

※掲載記事はトップページで「総合事業の開始について」と検索してください。

基本的な報酬単位には変更ありませんが、加算の一部が変更です。

①予防訪問サービス (A 2)

「生活機能向上連携加算」が 1 種類増えて 2 種類になります。

②予防通所サービス (A 6)

「生活機能向上連携加算」と「栄養スクリーニング加算」が新設です。

※A 6 の「生活機能向上連携加算」算定にはあらかじめ体制届が必要です。

③生活援助サービス (A 3)

変更ありません。

④活動援助サービス (A 7)

変更ありません。

【3】単位数マスタ

10 月改定の単位数マスタも中野区公式ホームページに掲載しています。

①A 2・A 6 には上記のとおり加算に変更と追加があります。

②A 3・A 7 は単位に変更はありませんが、利用者 4 割負担用にコードの種類を追加しています。ただし、中野区では当分の間は総合事業で給付制限は行いません。請求の際にコードを間違えないようご注意ください。

【4】予防通所サービス (A 6) における「生活機能向上連携加算」の届出

10 月改定で新設された A 6 における「生活機能向上連携加算」の算定にあたっては「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制届」および添付書類の提出が必要です。

については、中野区公式ホームページにおいて届出書の様式および必要書類の

案内を掲載していますので加算の算定を希望する場合はご確認のうえ手続きをお願いいたします。

ホーム>電子申請・申請書ダウンロード>健康・福祉>介護保険サービス
>介護予防・日常生活支援総合事業 加算等届（体制届）

なお、新たに加算を算定する場合、届出の期日を前月の15日までとしているところですが、当加算については平成30年10月から算定を開始する場合に限り、届出の期日を**平成30年9月28日（金）必着**とします。

《加算体制届の提出先》

164-8501 中野区中野4-8-1

中野区 区民サービス管理部

介護保険分野 事業者指導調整担当（区役所2階6番窓口）

電話：03-3228-8878

＜サービスコード表に関する問い合わせは＞

中野区 区民サービス管理部

介護保険分野 介護給付担当 諸泉

電話：03-3228-6531

FAX：03-3228-8972